

30

25

20

15

10

5

津田文庫
文庫 1
1879

十七憲法和解 全



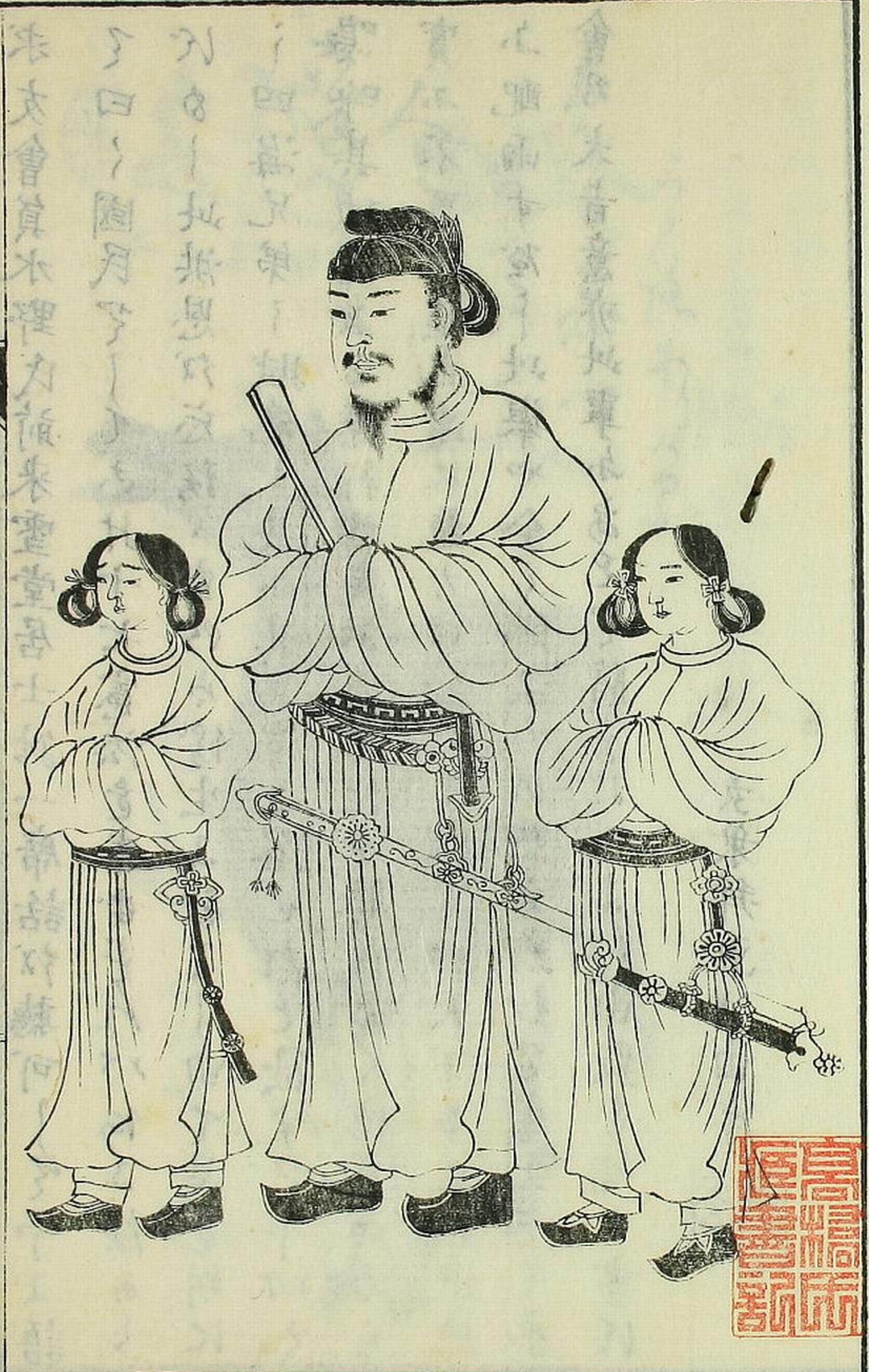
雪堂居士述

十七憲法和解

樵山題

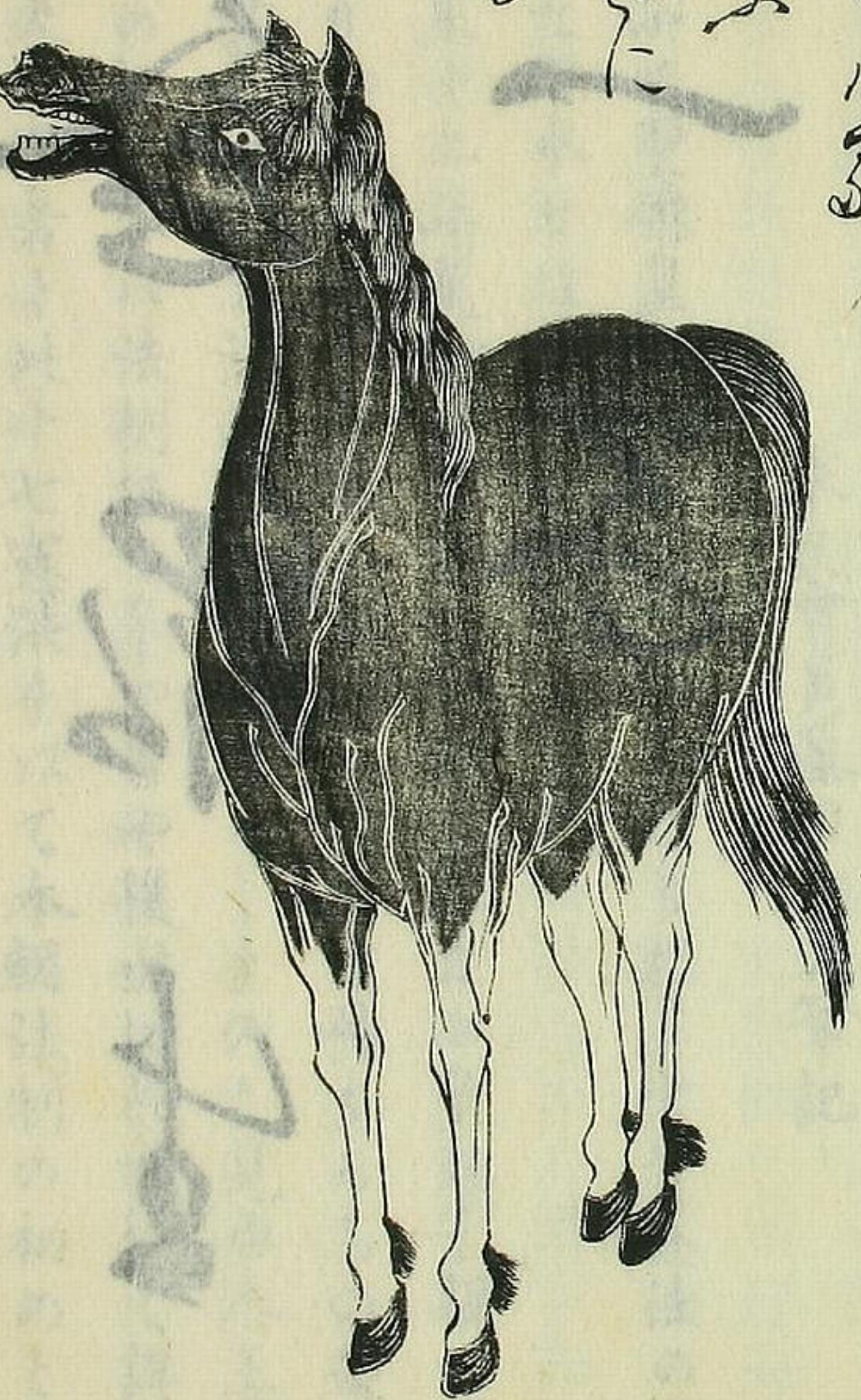
明治二年二月

叢光水野藏版



求友會賓水野氏前來雪堂居士於一席話が聽可し予は語
て曰く國民やうしてお北十七憲法を奉あざんば何る種のも
じめり此洪恩が忘却ゝむ内に傍生よむと由て是を刻に
之四海兄弟了賦施ト共ふ其恩澤よ浴せんと欲すや予曰く
嗚呼其功德あら慧行禪定妙力用にセ勝類びく信業の力ら
實尔不可思議也速に龍力の如くト以て四天下多生化衆庶
尔配雨すばく此舉や全く佛法力の然ら志もる處よトて本
會の大旨意亦此事尔あるを隨喜其のまゝ由致を端に書に

壬午拜畵並由序



卷之三

卷之三

人
之
所
謂
也

日本一ノ記念

三洲北士長英



十七憲法和解



求友會員藤田祐真筆記



過日求友會の席上にて聖德皇太子の制定ならせられ、十七憲法の事を御説（申）ましたが本日は其和解を致します
十七憲法は推古天皇十二年夏四月戊辰の日即ち三日小皇太子親ら肇めて作り始ふ所あり抑も我日本帝國の國初に於ては神ふらの道に隨ひ政ごちて別小書き記せし法制とては無うり一ものと見ゆ人王第三十四代推古天皇の朝までハ法制（り）いや否や後世に於て得て詳小之（くわらぎ）故に古來の學者より此十七憲法を以て本朝法制の初めと定めたり實に我皇朝小於て國憲制立の初と謂ふべし

一曰。以和為貴無忤為宗人皆有黨亦少違者是以或不順君父不順于隣里然上和下睦諧於論事則事理自通何事不成。

以和為貴とは人は尊卑上下親疎貧富を通じて和睦して生活を極き天性を具へたるかのあれば首として和を貴ぶへりとあり無忤為宗とは忤ふことあきは即ち和あり人互に忤ふときは世乱れ安堵すること能はず故に忤ふことあきを宗とせよとあり人皆有黨亦少違者とは人情ハ同氣相求むる者あれば黨ならざるを得ば己れの好む所に依り我同類の人を尊ぶは人情の免かれざる所あれども眼を公平にして彼我の差別を見ぞ均等にあらむれば我同類か彼の同類か共に同一の位地にて均一く允夫たるを免られど故小特達乃者は少あるとおり然るを我身是員にて我あらではと云ひ募り勝他を好むは人情の弊あれば是を以て君父に順はず隣里に違ふ者ゐるに至るあり君父不順はを隣里に在り

二曰。篤敬三寶。三寶者佛法僧也則四生之終歸萬國之極宗。何世何人。非貴是法。人鮮尤惡能教從之其不歸三寶。何以直枉。篤敬三寶とは上一人より下萬民ふ至るまで篤實に佛法僧の三寶を敬

信せよとありこの佛法僧也の四字は古寫本に本文に書き綴りあれど拾芥抄小は三寶者の註ありとあざり從ふべきあり四生とは法華隨喜功德品に見ゆ即ち胎卵濕化を云ふあり終歸とは畢竟歸着する處といふ意味にて一切衆生の死後生此の苦を免れて終極歸着一無量壽極樂の果を得べま道は此佛法僧の三寶ふ在りとあり萬國の極宗とある國の字元享釋書には化して作る此三寶は地球中各國の宗教多々と雖と此法に遭遇する法あければ萬國宗教中の至極の宗旨とあり何れの世誰れの人か此貴法に遭遇の因縁あれば止む苟くも因縁順熟して此貴法に遭遇せば必ずや從來の迷執を捨て此三寶の貴重なるを信知すべしとあり人鮮尤惡等とは元来人は心性元と善ぶればたとひ煩惱のあふ少汚染せらるゝか心の王は必ず清らかあるものあれば世間の罪惡を犯せ者も犯後は必ず後悔の心有るゝあり或ハ犯時人の眼を得んやとあり

三、曰承詔必謹君則天之臣則地之天覆地載四時順行萬氣得通地欲覆天則致壞耳是以君言臣承上行下靡故承詔必慎不謹自敗

是章は君臣上下の名分を嚴にすべきを定めたるあり天子の命之を詔といふ臣たる者其詔を承りては必ず謹み其旨を奉行すべきあり君は之を天に誓ふ臣は之を地に喻ふ戴く所之を天とて踏む所之を地とを天即ち覆ひ地即ち載せるあり君臣の關係亦是の如くとあり春夏秋冬の四時順次流行して背逆あければ天地兩間の萬氣よく通ずることを得べしとあり萬氣とは天地間の萬物皆此空氣に生育せらるゝあり

一四時其時を違へて順行せず空氣閑塞一て流通せざるときは兩間の萬物其生育を遂げば君臣上下の交際も亦復是の如一とあり若一地にして天を覆さんと欲せば壞を致一天地晦冥上下否塞一て天地人の三才茲に滅せんのみ是は喻あり此を以て君の言は臣承り上行へは下效らひて靡くべ一とあり故に君の詔を承りては必を慎むべ一謹まづんは自ら敗れんとあり實小我國君臣上下其分を守りて一系萬世の帝統を奉戴一外國小卓絶する所以は此憲法の效と謂ふべ一

四曰群卿百僚以禮為本其治民之本要在乎禮上不禮下不齊下無禮必有罪是以君臣有禮位次不亂百姓有禮國家自治

禮は國を治むるの要あり孝經に上を安んじ民を治むるは禮より善きはあしと云り群卿とは今云ふ勅任已上ぐらゐの大臣長官を指一百僚とは委任官以下の官吏を指たるあり以禮為本とは上下の分を明かふ

一尊卑の等を分つ皆禮を本とす政府の民に臨み之を治むるの本は要其禮法を亂らざるに在るあり若一上禮あきとたは下乱れて齊はを若干一禮あきとたは必を國法を破り罪刑に處せらるゝに至る是を以て君臣上下禮あるときは位次乱れぞ一朝廷靜肅あり百姓禮あるときは人民安堵一て政府の命令を遵奉一て國家自ら治るとあり國家とは家の集る之を國といふ謂ゆる天の下と云はんが如一

五曰絕餐棄欲明辨訴訟其百姓之訟一日千事一日尚爾况乎累歲頃治訟者得利為常見賄聾譖使有財之訟如石投水乏者之訴似水投石是以貧民則不知所由臣道亦於焉闕

此は訴訟の弊を生せしめざる為あり被治者の治者に望む所其利害を感じる訴訟より太甚一きはあし古今政治の良否も亦訴訟に於て之を見ることを得べ一若一裁判官たる者私欲を逞ふ一内諾を聞くときは賄賂

公行して無財無力の貧民は聲を呑て冤屈に泣くことゝあるあり餐とは謂ゆる大食の事あり是ハ左傳文公十八年の傳ふ縉雲氏の不才子の事を載せて杜預の注小賊を貪るを讐とあゝ食を貪るを餐とあき餐とは謂ゆる苞苴賄賂を貪るを云ふあり欲とは利欲の事にて貨賄を貪欲を云ふ裁判官たる人は此餐と欲とを絶棄して公平廉直の人民の訴訟を裁判せよとあり明辨訴訟とは辨とハ是非曲直を辨へ究め冤枉僥倖あらむるを云ふあり訴訟とは令の公式令義解に冠を告ぐるを訴と云ひ賊を争ふを訟といふとあり今ハ民事刑事に通じて訴訟といふ其百姓之訟等とは夫れ天下の廣き百姓人民の性命権利財産に關する訟一日數千の事件あり一日尚ほ是の如く況んや歳を累ぬるをや若く延滞して速に其審理を為さるとときは人民の不幸舉げて數ふべけんやとあり頃治訟者以下は裁判官の弊を擧げて誡めたるものあり

頃治訟者とは裁判をかき人を指すあり此人にして餐飲の心甚しく賄賂を取るを常と云ふを賄賂の輕重を見て讐を聽くときい讐と云ふ罪を議一獄を評するを云ふ訟と云ひ讐と云ふ文を互かくるものにて民事刑事の二を含むものと云ふことを便有財之訟等とて即ち財ある者の訴は石を以て水を投げるが如く其言行はれてさあふことあゝ堅を以て柔に投するが如く其勢ひ必を入る何時も訴訟に勝を得べきと云ふ者之訴等とて財乏き者の訴は賄賂を費やする故小水を以て石に投するに似て其言受くることあきあり柔を以て堅に投する如く必らに入るべからざるあり果て是の如くあるときハ財乏き者由る所を知らずと倚頼する途を失ひ冤枉を呑んで止むべし其弊や民上に服せきて國終に乱るべし臣道亦於焉闕るとは是の如く賄賂を取る者は上を欺き民を誣るるのに一て實に國家の罪人と云ふべとあり

六曰懲惡勸善古之良典是以無匿人善見惡必匡其諂訴者則為覆國家之利器為絕人民之鋒劍亦僂媚者對上則好說下過逢下則誹謗上失其如此人皆无忠於君無仁於民是大亂之本也

僂媚勸善とは政治の要是に外あらざるより國に刑罰を設くるハ悪を懲す為赤り君の賞勲を行ふは善を勧むる為あり此懲惡勸善は古之良典とて古来よりの良典ありとふり故に人の善を匿さざえを勲賞して勸むべく人の悪を見ては必を懲罰して匡すべーとふり諂訴者等とは是は諂訴僂媚の甚た悪むべきを舉て之を誠一むるあり諂はへつらひ詐ハあきむく君の過失を諫めすし之に諂諛一人の功勞を欺きて君の聽を覆ふは小人の所行にて君たるもの若一此の小人を近くるとさは下情上に違せばして終か國家を失ふ實に諂訴は國家を轉覆するの利器にあらをや人民の命脈を絶つの鋒剣ふからばやまゝ僂媚者はば人の君長たる者は是の如き人を近くべからばとあり

七曰人各有任掌宜不濫其賢哲任官頌音則起姦者有官禍亂則繁世少生知克念作聖事無大小得人必治時無急變遇賢自寬因此國家永久社稷無危故古聖王為官以求人為人不求官

人各有任とは君主には君主の職任あり臣民には臣民の職任あるを云ふ掌とは謂ゆる職掌にしてヒ下臣民宜しく乱れざるへとあり若夫れ賢者哲人官ふ任ざるときハ事務能く舉り人民安堵して頌音則ち起居とあり頌音とは我の大君の御代を千代に八千代とかはらドと稱揚

賛嘆するこゝあり姦者等とは若くも姦惡ある人僥倖して官を持つときは私欲を逞ふ一人民の憂を顧ざる故人民已むを得ぞ一て不服を唱へ國家の禍亂則ち繁く起るへーとふり世少生知とは世には生れあらにてして聖智の人は少あるべきか人能く學問して事物に思慮分別を費やすときは能く物を處置するに聖人の所為と同一効を得べーとあり是は人小勉強を勧めたるふり事無大小等とは天下の事ハ大事とあく小事とあく其處置宜一きを得るは人曳に在りて人曳を得れハ皆よく治まととあり人曳を得ざれば小事と雖とも治られぬとのあり況や大事をや必をや人曳を得て然る後ち大とあく小とあく事皆治るべ一時無急緩とは政治を施す時機にハ急にすべきと緩不すべきとの程合あるかのあり然れども急小をべき時とあく緩にすべき時とあく賢者に遇へハ自ら寛あるへーとあり賢者小非ざれハ此急緩を誤り時機

を失するかのあり不肖者は緩に處するか寛平公明あるを得ぞ况や急に處するに於てをや必ずや賢者を得て事を處置せしむれば急緩時機を失ふはぞして自然に寛平公明あるを得べーとあり因此國家永久とは果して是の如くあるときは國家永久小一て社稷危きことあー社稷とハ天子が天地山川の神を祭り玉ふを社といふ五穀穀物の神を祭り玉ふを稷と云ふ天子乃職掌ハ社稷を祭るを重ーとす故に社稷の字を以て廟堂の事を云ふあり今ハ天皇陛下の政府と云もんが如一故聖玉等とは官の為に其任に堪へたる人を求め其職掌を盡さーむるときは禹の水を治めたるび如く天下後世の大利益を起一上下永久其利に賴るを得べきあり若一人の為に官を求め官事を以て其人の私欲に仕するときは天下後世其弊を受くべーとあり

八曰群卿百僚早朝晏退公事靡盪終日難盡是以遲朝不逮于急早退必事

不盡

是は朝廷の臣下を誠めたるあり群卿百僚早且に參朝一日たけて退朝せよとあり如何とあれバ一日萬機の政を輔け奉公事ありきことあ一終日事を執るも盡き難ければあり靡盬とはいとまあとと云ふ意あり此を以て朝遲く朝されば事の急に及ばざることあるべく早く退朝するときは事を執るに盡きざることあるべくとあり

九曰信是義本。每事有信其善惡成敗要在于信。君臣共信何事不成。君臣無信萬事悉敗。

是れ亦君臣各共小信の貴ぶべきを述べたるあり信是義本とは猶は道の本と云はんか如し論語曰人而無信不知其可也大車無輶小車無軛何以行之哉。每事有信とは事を慶するに信あけれハ車の轄あきの如一萬機の事善とあく悪とあく成とあく敗とあく其要是信一つにあり信を

以て本とて善を勧め悪を懲一功罪を成敗するときハ人皆服をるゝのあり君臣共に信あるとたは何事の成らざりん君臣共に信あくんば萬事悉く敗れんとあり

十曰絕忿棄瞋不怒人違。人皆有心心各有執彼是則我非我是則彼非我必非聖。彼必非愚。其是凡夫耳。是非之理詎能可定。相共賢愚如環无端是以彼人雖瞋還恐我失我獨雖得從衆同舉。

是は君臣上下互に心術を謹み和睦を為毛の本を教へたるあり忿とは心のいかりを云ふ瞋とは面に現はれたるを云ふ今は通じて人をして不快を感じ一むるの心相を指すあり此の心相を絶へ棄てよとあり是は自らを誠めたるあり人の違ふを怒らんとは若し他人より不快を感じ一むるの心相を我示しめたるときは其境縁に對して我も亦怨ること勿れとあり他人の己が意思に違ふは謂ひる逆境あれば此境縁に

對すれば我も亦忿を幾するは人情の免れざる所あり然れどこの本文を會得一奴れば虛舟に對するが如く笑つて止むべきのみ豈に忿を幾すべけれや何とあれば人皆各其心に執る所あり執は謂ゆる執着あり謂ゆる我見あり我執は凡夫の自体あれば我身ほど善一と信する者は世ふはらド我自ら我を好すれば彼も亦自ら彼を好む是れ我と我と周旋するあり故ふ彼の是我が非我の是ハ彼の非我必ず聖に非を彼必を凡に非す公平均等にあざむれば我永く是あるに非ぞ彼永く非あるに非す是非の理得て究むべからば仮令一時我是とするところは果一て是にして彼の非は果一て非あるも此れ一時の幻相のみ我永く賢あるに非を彼永く愚あるに非を彼我相互小或ハ賢或は愚玉環の輪の端あきが如一是を以て彼の人は忿ると雖ども我が失を恐れよとあり斯る道理あるを以て仮令彼人は忿を含み我に不快を感じ一ると

雖ども我是我が獨を慎み却つて我が失ち焉らざりんことを慎むべきあり偶く我得たりと思ふも我意を振り立てぞ衆望に隨ひ和同一て事を舉行せよとあり此章は實に太子道法の根元を看破一て定められ一ものにて慶世の要唯此一章を服膺せば終身行ふて餘りありと云ふベイ

十一曰明察功過賞罰必當日者賞不在功罰不在罪執事群卿宜明賞罰是は賞罰宜く其當然を得べきことを定めて時獎を矯たるあり功は効果を云ひ過は誤失を云ふ群臣の功過を明察一功を賞一誤過を罰をる必ず其當を得よとあり日者とは頃ごろといふ謂ゆる時獎を擧くるあり賞をるに功に於てせざるに過に於てせざる其當を得ざる是れ獎害あり賞罰の職務を負擔する執事群臣宜一く賞罰を明のに一其獎を矯むベーとあり

十二曰國司國造勿斂百姓國靡二君民無兩主率土兆民以王為主所任官司皆是王臣何敢與公賦斂百姓

是は地方官を誠めたるあり國司國造とは此時代に當りて朝廷より某の國の司とて流遣する人之を國司と云ひ出雲の國造の如く土着にて其地方に政令を施す者を國造と云ふ是等輒々すれば國稅の外に百姓より私稅を收歛することあり此弊を誠めたるあり國靡二君等とは國土に二君兩立あ一所謂普天の下王土小あらざるハふく率土の濱王臣小あらざるはあ一國司國造みあ是王臣あり何ぞ敢て公賦と共に百姓に收歛することを得んやとあり

十三曰諸任官者同知職掌或病或使有關於事然得知之日和如曾職其以非與聞勿防公勢

是章は任官者の私意を狹めて公勢を妨くるを誠めたるあり諸任官者

とは謂ふ所の官職を帶び責任あるものをいふあり同通知職掌とは和同一て自ら命ぜられたる職掌を任知せよとあり知は猶ほ掌ると云ふが如一或い疾病に依りて出仕せざる者もあり或は君命を奉りて外に使赴くる者あり時とて其知る所の事に欠席することあるへ一然れども病癒て出仕一使より復命一使職掌を任知するの日には已れ欠席の間に慶分一たる事勢に於て其事に任したる人より其事由を承知して已も亦其事に與りたるが如くに和同トて曾てより承諾任知せし如、せよとあり已れ欠席一て與り聞くふ非をといふを以て既に慶分せし事勢に付き安りに異論を生ト公勢を妨ること勿れとあり是亦首章の以和為貴の意を敷衍せしに外あらば

十四曰群臣百寮無有嫉妬我既嫉人人亦嫉我嫉妬之患不知其極所以智勝於己則不悅尤優於己則嫉妬是以五百歲之後乃今遇賢半載以難待一

聖其不得聖賢何以治國

此章は群臣互に人の能を嫉妬することを誠めたるあり政治は公平を貴ふ賢能をして力を盡さ一むれば政事不興あく上安く下樂む故に群臣百僚たる者他人の賢能を嫉妬すること勿れとあり賢を害するを嫉と云ひ色人アカシを害するを妬と云ふ我既嫉人等とは人情の免られざる所あり智惠已に勝る所あれは嫉妬して之を喜ばざる器已に勝る所あれは嫉妬して之を害せんと此を以て五百歳の後に偶ま賢者に逢ふより賢者を嫉妬する故に賢者をして其能を盡さらむ是の如くすれば千歳を経るも亦以て一人の聖人を待ち得ること難いるべ一是れ實に賢者あきに非を聖人あきふ非ざるも衆人舉て之を嫉妬一賢者聖人を一て其伎俩を盡さざらむときは賢者を得るも猶得ざるが如く聖人を得るも猶得ざるが如一是賢能を嫉妬するの私心より一て是の

如き結果を來すふり國家の政治ハ愚痴の徒の能く處理すへき所れ非
べ夫れ賢聖を得をれは何を以て國を治めんや苟くも群臣百僚たる者
各其私心を去り謙遜を以て賢能に譲り其伎俩を盡さ一めは國家の治
平は得て期をベ一

十五曰背私向公是臣之道矣凡人有私必有恨有憾必非同非同則以私妨
公憾起則違制害法故初章云上下和諧其亦是情

是章は臣たる者宜く私欲を棄て、公儀を奉すべきを教へたるあり臣
民の義務たる私を棄て公儀に歸向すべきあり是れ臣民の道あり凡そ
人私欲なれば必ず其欲に覆れて必を恨を含むことあり恨を含むこと
あるときハ必に人と和同すること能はず和同すること能はざれば終
に私欲を以て公儀を妨ぐるに至る情相互に起るときハ從少微起遂成
大惡の言の如く則ち制度に違ひ法律を害ふ尊卑上下の間終に乱る、

に至る恐るへきハ私心あり故に首の章小曰く上下和睦と私を棄て公
ふ向へば恨みあし恨ふけれハ上下和睦を得るありすなはちその意味
を敷衍するに外あらざるあり

十六曰使民以時古之良典故冬月有間以可使民從春至秋農桑之節不可
使民其不農何食不桑何服

本章は官の事を舉くる官の民を使ふに宜く時を以てすべきを尊ぶべきを擧げたるあり民を使ふは土木の事業即ち道路堤防等の事業を指すあり民力を使役するに其時を限り農桑を妨げざるは古ヘ聖王の定むる慶の良典あり故冬月有間等とは此時に於て宜く土木の事に從ふべきあり春より秋ふ至るの間は農桑の時節あり妄りに民を使役すべからざ若し此時を犯して妄りに民を使役せば農時治まらず蠶桑功を欠のれ民若し農事を治せんば百穀實らば人夫れ何をの食もん蚕桑功

を欠かば衣服足らば人夫れ何をの服せん民を使ふに時を以てするハ
治者の最ども慎むべきことあり

十七曰夫事不可獨斷_失與衆宜論小事是輕不必衆唯遠論大事若疑有
失故與衆相辨辭則得理

本章は事を處するに衆と議りて其宜を得べく獨斷して私に順ふべからざるを云ふ凡そ天下の事一日萬機聖君賢相と雖も獨智を以て決断するときは動かすれば敗に陥り易一必す衆と共に之を論究にて其宜まを得へきとあり然れども小事に至りては其利害の關する處これ輕_失之をして之を處置せしむべし必ず衆と議るを要せざるあり唯大事を論談するに至りては衆人と論究せざれば或ひ誤ちあらんの嫌疑_失あり故に國家の大事に至りては宜しく衆と相論辨して講究せば事

辭即ち道理に契ふを得べきとあり我聖明の天皇陛下明治二十三年を
期して帝國議會を開き給ふも亦此の理小依らせ給ふあるべ
以上略して十七憲法を辨じたる抑む聖德太子は天子の位に即き王は
ぞと雖とも東宮に位し萬機を攝政したまふ故に此憲法は即ち推古天
皇の親制したまふ所と同一ありと謂つべ爾來今日に至るまで一千
三百年の天地は此の憲法の天地にして今日吾人の生息するも亦此十
七憲法の天地あり吾人宜しく誓て之を奉戴し拳々服膺をべきあり

トナム失事不ト無事事業宣傳小連號
新書の表記を贈せんもよもよ

庚辰甲寅部刻

明治二十二年二月廿日印刷
同 年 三月一日出版 版權所有

東京府士族

廣瀬進一

東京牛込區若宮町廿五番地

東京府平民

水野佐助

東京小石川區柳町廿二番地

東京府平民

藤田祐真

東京芝區三田松坂町廿四番地

筆記者

勸進於事業

東京府平民

本多玄采

東京府平民

清水亨

東京府平民

水野貞子

東京花屋町横町曲入法光寺寄留

印刷者

同

010190616814